

関東学院大学賞罰規程

(昭和34年2月10日制定)

第1条 学長は、この規程により学生を賞し、又は罰する。

第2条 学長が大学学則第78条、大学院学則第55条及び専門職大学院学則第34条に基づいて与える学院賞は、次のとおりとする。

- (1) 院長賞
- (2) 学術賞(学長賞)
- (3) 精勤賞(学長賞)

第3条 学長が大学学則第79条、大学院学則第56条及び専門職大学院学則第35条に基づいて行う懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者 退学
- (2) 学業成績不良で成業の見込がないと認められる者 退学
- (3) 本学の秩序を乱した者 退学又は停学
- (4) 怠惰のため成業の見込がないと認められる者 停学又は訓戒
- (5) 法に触れ刑の執行ある者にして懲戒を適当と認める者 退学又は停学
- (6) 学則又は規定に反し学生たる荣誉を汚した者 退学又は停学
- (7) 試験に際し不正行為をした者 退学、停学又は訓戒
ただし、処分については、別に定める内規による。
- (8) ハラスメントに該当する行為をした者 退学、停学又は訓戒
- (9) その他学生たる本分に反する行為をした者 退学、停学又は訓戒

第4条 賞罰の認定は、教授会又は研究科委員会が行う。このために教授会又は研究科委員会は、小委員会をもうけることができる。

附 則

- 1 本規程は、昭和34年2月10日から施行する。
- 2 本規程は、昭和51年7月7日から改正施行する。
- 3 本規程は、平成11年3月11日改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成16年7月8日から改正施行する。

附 則

本規程は、平成20年12月11日から改正施行する。